

令和5年御嵩町議会第1回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和5年2月9日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和5年2月9日 午前9時45分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第1号 専決処分の報告について
 - 報告第2号 専決処分の報告について
 - 議案第1号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について
 - 議案第2号 指定管理者の指定について
 - 議案第3号 指定管理者の指定について

議事日程第1号

令和5年2月9日（木曜日） 午前9時45分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 2件

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 3件

議案第1号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第2号 指定管理者の指定について

議案第3号 指定管理者の指定について

日程第5 議案の審議及び採決 3件

議案第1号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第2号 指定管理者の指定について

議案第3号 指定管理者の指定について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫 副 町 長 寺

本 公 行

元 教 育 長 奥 村 恒 也

総 務 部 長 各 務

宏 民 生 部 長 小 木 曾 昌 文

建 設 部 長 鍵 谷 和

企 画 調 整 事 田 中 克 典

教 育 参 事 兼
学 校 教 育 課 長 筒 井 幹

次

総 務 防 災 課 長 古 川 孝

企 画 課 長 山 田 敏 寛

史 福 祉 課 長 日 比 野 浩 士

会 計 管 理 者 丸 山 浩

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 土 谷 浩 輝

議 会 事 務 局
議 書 記 井 戸 芳 枝

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。したがって、令和5年御嵩町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

改めまして、おはようございます。

ここ数日寒さもちょっと緩んでおりますが、油断は大敵かなということを思っております。本日はお忙しい中、臨時議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日上程いたします議案については、令和4年度一般会計補正予算1件、指定管理者の指定2件、以上、都合3件であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、1月31日に行いました議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日2月9日の1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長報告を行います。

報告第1号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

会計管理者 丸山浩史君。

会計管理者（丸山浩史君）

報告第1号 専決処分の報告について説明いたします。

諸般の報告つづり、1ページをお願いいたします。

車両事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年1月25日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容は、事故発生日時、令和4年10月17日月曜日、午前11時35分頃。

事故発生場所は、可児郡御嵩町中2088番地2。

和解及び損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、めぐみの農協中支店駐車場におきまして、公用車の右後部と後方に駐車中の相手車両の右前部が接触したものでございます。

損害賠償額は、23万4,981円です。

今後は、安全運転に心がけ再発防止に努めてまいります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

続きまして、報告第2号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは、専決処分の報告について説明をいたします。

諸般の報告のつづりの2ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第2号 車両事故に係る損害賠償の額を定めることについて、令和5年2月6日に専決処分いたしました。

事故発生日時は、令和4年5月20日金曜日、午前7時10分頃。

事故発生場所は、岐阜県可児郡御嵩町次月3363-6、一般国道21号10.09キロポスト付近であります。

損害賠償の相手方の住所及び氏名については、記載のとおりであります。

事故の概要としましては、スクールバス運転手の新規雇用に当たり送迎ルートの確認をしている際、内輪差による巻き込みによりガードパイプに接触したというものであります。

損害賠償額は、3万9,741円です。

今後とも再発防止に努めてまいります。

以上、報告をさせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に上程されました議案第1号から議案第3号までを一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件3件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第1号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第1号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

補正予算書つづりをおめくりいただき、ピンク色の表紙の裏面、1ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1,696万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億6,708万2,000円とする旨、規定しています。

第2条では債務行為負担の補正を、第3条では繰越明許費の補正について規定しています。

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正です。

2件の債務負担行為の追加をしております。これは指定管理について、現協定に基づくものが今年度末で終了となることから、次期の指定管理を行うに当たり債務負担行為を設定するものです。

1件目が、中保育園の指定管理者の指定によるものです。債務負担行為の期間は、令和4年度から令和9年度まで、債務負担限度額は、4億5,000万円としています。

2件目が、中児童館の指定管理者の指定によるものです。債務負担行為の期間は、令和4年度から令和9年度まで、債務負担行為の限度額は、4,450万円としております。

4ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正です。

1件の繰越明許費を設定させていただきます。

出産・子育て応援給付金給付事業1,696万7,000円は、国が創設した出産・子育て応援交付金を活用した事業で、年度をまたがって実施するため繰越しをするものです。

7ページをお願いいたします。

歳入です。

款15 国庫支出金、目03 衛生費国庫補助金、節01 保健衛生費補助金は、出産・子育て応援事業に対する補助1,169万7,000円の増額。

款16 県支出金、目03 衛生費県補助金、節01 保健衛生費補助金は、こちらも出産・子育て応援事業に対する補助263万4,000円の増額。

款19 繰入金、目01 財政調整基金繰入金は、今補正に伴う財源調整となります。

8ページをお願いいたします。

歳出です。

款04 衛生費、目07 出産・子育て応援費は、国が創設した出産・子育て応援交付金を活用した出産・子育て応援事業として妊娠届出の時期、出生されてからの時期に各5万円の給付金を給付するための経費の計上となります。

節10 需用費は、今事業実施に伴う印紙・用紙代、印刷代2万円。節11 役務費は、郵便料3万8,000円。節12 委託料は、給付事業に対応するためのシステム改修費115万9,000円。節18 負担金、補助及び交付金は、給付金1,575万円を計上しております。

9ページには債務負担行為の調書を掲載しておりますので、後ほどの御確認、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第1号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第2号 指定管理者の指定について、議案第3号 指定管理者の指定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

それでは、議案第2号 指定管理者の指定について御説明いたします。

議案つづり2ページをお開きください。

御嵩町保育所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、中保育園。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中903番地9、学校法人杉山第三学園。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

指定管理者選定に係る報告書を資料つづり1ページに掲載しておりますので、そちらをお開きください。

指定管理者の選考については、中保育園の移転新築整備を行う事業者の募集条件として、新設保育園が開設するまでの間、指定管理による運営を行うこととされており、保育園の民営化及び移転新築整備をするという町の施策と密接に関係していることから、公募によらず選考とすることといたしました。

選考の経緯については、事業者から申請書の提出を受け、令和5年1月31日に指定管理者選考委員会において総合審査及び選考を行いました。

選考委員会では審査の結果、令和2年度からの指定管理者制度導入後に利用者数の減少は見られないこと、中保育園の保育運営について利用者アンケートを行った結果においても「満足している」「概ね満足している」との回答が多数で、良好な保育運営が行われていると判断できること等により、御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例第10条第3項で規定する基準を満たしていると認められるものとして、学校法人杉山第三学園を指定管理者に選定いたしました。

資料つづり2ページ以降には選考委員会での審査資料を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 指定管理者の指定について御説明いたします。

議案つづり3ページをお開きください。

御嵩町児童館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、

議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、中児童館。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中 2777 番地 28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部。

指定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

指定管理者選定に係る報告書を資料つづり 6 ページに掲載しておりますので、そちらをお開きください。

指定管理者の選考については、中児童館は新築移転を計画しており、その指定管理者については、移転後に学校法人杉山第三学園に引き継ぐこととなっております。移転後の引継ぎ及び業務が円滑に遂行できる事業者による運営が必要であると考えられること、また中児童館の老朽化の進行具合により事業の休止等の可能性も考慮し、公募によらず選考とすることといたしました。

選考の経緯については、事業者から申請書の提出を受け、令和 5 年 1 月 31 日に指定管理者選考委員会において総合審査及び選考を行いました。

選考委員会では審査の結果、安定的な経営及び人材確保がなされていることのほか、4 つの選考基準を満たしていると判断できること等により、御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項で規定する要件を満たしていると認められるものとして、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を指定管理者に選定いたしました。

資料つづり 8 ページ以降には選考委員会での審査資料を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。議会運営上の休憩といたしますので、その場で休憩してください。再開予定時刻は 5 分後ぐらいに予定します。

午前 10 時 04 分 休憩

午前 10 時 08 分 再開

議長（高山由行君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第1号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第2号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

指定管理料が400万円ぐらいですかね、年間、前は。

〔発言する者あり〕

違う……。

中保育所ですよ。

〔「中保育園」と呼ぶ者あり〕

はい。中保育所が前、中保育園指定管理料、これまでが年間8,608万9,000円だったわけですね。それが今度5年間で4億5,000万円ということだと年間9,000万円ということになるわ

けですね。

〔「4億5,000万円」と呼ぶ者あり〕

4億5,000万円なので5年分ということですね。それで5で割ると9,000万円ということじゃないですか、それで、その値上がっている理由を教えてくださいというのが1点と、それから、中保育所のほうは非常に老朽化しているということでもいろいろな要望が出ていたと思うんですが、そういうことに関しては今現在それに答えられているのか、修繕とかそういうことですけれども、ということについて教えてください。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず、費用の増額につきましては、公定価格というもので保育園を運営しております。人件費等が近年値上がりしておりますので、それに伴って公定価格のほうも上昇しております。それを踏まえた金額を算出いたしましたので、今回の指定管理料は前回よりも高くなっているという形になります。

もう一点、中保育園の老朽化に対する対応状況でございますが、現在の指定管理者、杉山第三学園のほうと常に連絡調整を取っております、修繕が必要な箇所についてはできる限り対応をしております。その中で、今年度も壁の修繕等を行わせていただいたということで、そのほかにも細かな修繕等は要望いただいたものをお聞きしながら対応しているという状況でございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

修繕費というのは、この中に入っているのか、町のほうで別途出すのか、教えてください。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

修繕の内容によって分けられますが、基本的には指定管理料の中に入っております。

ただし、大規模な修繕等必要な場合は町のほうで手当てをするという形を取っております。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいまの岡本議員の質問の関連でありますけれども、これは管理上、いわゆるその管理者をですね。管理責任を負っておるわけですけれども、管理上の瑕疵に基づいて発生した事案について、これはほとんど事業者側への責任転嫁がなされておるといようなことを園のほうから聞いておりますけれども、その辺の判断というのは何をもって行われておるのか、きちっとした対応ができておるかどうか。

これは、いわゆる委託契約の中の管理者の責任の部分の管理責任上の問題と、それからその管理上発生してくるいろんな障害、いわゆる瑕疵が発生すると思うんですけれども、その辺のところを全て管理者のほうに、いわゆる事業者側に責任転嫁しておるといような報告も実は受けておりますけど、その辺はどうなんですか。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

質問にお答えいたします。

管理上の瑕疵というのは、建物自体は町の所有であります。ですので、建物に関する根本的な問題については町が責任を負うものと承知しています。

ただし、使用の方法、建物を使用する方法に当たって、運営者側に瑕疵があると認められた場合は運営者側が責任を負うという理解をしております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは、中保育園の管理運営に関する基本協定書の第6条に基づく判断でありますけれども、これは仕様書で全て定められておるといことでもありますけれども、今日までの中保育園のいわゆる老朽化した施設等の修繕等を見ておりましたもなかなか進展してきていないし、そういう中で、管理者側に対する責任転嫁というのはかなり多く、間々見られておると。例えば雨漏りの天井が抜けるとかというような問題含めて、その辺のところを町のほうとしてきちっとした対応ができておらないんじゃないかというふうに思っておりますけれども。

ただ、この指定管理というのは経費の節減及び行政行為の簡素化を図っていくという大きな目的がありますけれども、そのために指定管理者に対する責任転嫁をかなりの部分でやってお

るんじゃないかと、負担をかけておるんじゃないかというふうに考えておりますけれども、その辺はないですか、実際の問題として、運営上の問題として。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

町から事業者のほうに責任転嫁をしているという認識はございません。また、雨漏り等の今具体例を挙げていただきましたが、雨漏り等につきましても報告をいただいた後に町のほうで天井の塗装をして雨漏りを防ぐ等、管理者のほうと密接に話し合いながら進めておる状況でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

谷口議員、3回目です。

12番（谷口鈴男君）

今回の指定管理については5年という長期にわたっての指定管理でありますので、それと同時に中保育園の老朽化、耐震も早いうちに施設改善を行う必要がある。そういう状況の中での5年間の長期の指定管理ということでもありますので、その辺のところをですね。特に、いわゆる管理責任を負う受託業者だけじゃなくて、やっぱり町がもう少し責任を持って、その施設の安全性、保育の安全性というものをきちっとやっぱり環境整備していく必要があるというふうに思いますので、その辺のところを念頭に置いた指定管理の運営というものをやっていただきたい、そういうふうに思います。以上です。これは答弁要りません。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第3号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

先ほどと同じ質問ですけれども、値上げの理由、それから修繕費のこともお聞きしましたが修繕の費用は入っているという、保育園では、ことでしたが、中児童館についてもそうかと思うんですが、どのぐらい修繕費を見込んでいるのか、これ含まれていると思うんですけど。

それから、中児童館については非常に人件費が削られているんじゃないかというようなことを聞いたことがありますけれども、そういった今後の賃金の値上げにも対応できる金額なのかという、3点について教えてください。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

御質問にお答えいたします。

まず1番目の値上げ等につきましては、中保育園と同様の理由でございます。

また、修繕費につきましては30万円程度の積算をしております。30万円を超えるような修繕が発生した場合は、町のほうで別途修繕を検討していくという状況でございます。

最後、5年間の継続的な運営に当たる費用積算ができていくかということですが、それを見込んだ上での積算でございます。また、事業者側からの予算もそのようになってございます。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了いたしました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程させていただきました議案について、全て議了していただきましたことを心からお礼申し上げます。

指定管理者というのは、町が指定すれば一方的に決まるものではございません。先方と協議を重ね、今までの悪いところがあるのであれば、双方であぶり出しながら、よりよい指定管理者になっていただくというお願いをした上で受けていただいております。杉山第三学園がもし断られたら、私は一体どうなるんだろう、そのほうが心配でした。建て直しを基準にもう設計

図もできている。その中で御嵩町議会が心変わりをされている、それによって予定が狂っているわけですから、少なくともその責任は御嵩町議会で考えていただきたい。そのように思っております。ぜひ議論をしてください。議論をしなければ答えは出てきません。紙つぶてだけでは議論にはなりません。ぜひ議会としての責任を果たしていただきたい。

最後になりますが、もう一点、お願いをしておきます。

ただいま教育長を務めていただいている奥村恒也さんの任期がこの3月31日までであります。新教育長として新たに3年間の任期を奥村現教育長に継続してお願いをする予定でありますので、2月28日第1回令和5年定例会に上程をさせていただきますので、御理解のほどよろしく願いいたしまして、私の本日のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして、令和5年御嵩町議会第1回臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時25分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子